

国民年金

こんな時にはこんな手続きを！

20歳から60歳までの40年間、国内に住所のあるすべての人が国民年金の加入者となりますので、こんな時にはこんな手続きをしてください。

こんな時には	手続きは	届出先
学生や会社に勤めていない人が、20歳になった時	国民年金に加入の手続きをする。	住民課窓口
60歳前に会社などを退職した時	第1号被保険者の手続きをする。	住民課窓口
60歳前に配偶者が会社などを退職した時	第1号被保険者の手続きをする。(配偶者も同様)	住民課窓口
配偶者の扶養からはずれた時	第1号被保険者の手続きをする。	住民課窓口
結婚や退職などにより、配偶者の扶養となった時	第3号被保険者の手続きをする。	配偶者の勤務先
配偶者が会社をかわった時	引き続き第3号被保険者の手続きをする。	配偶者の新しい勤務先
年金手帳を紛失した時	再交付の手続きをする。	第1号被保険者 住民課・社会保険事務所 第2号被保険者 社会保険事務所
□座振替を実施・停止・変更する時	□座振替依頼書を提出する。	社会保険事務所・金融機関
納付書を紛失した時	納付書の再発行を申し出る。	社会保険事務所
収入が少なく納付が困難な時	免除の申請をする。(全額免除・半額免除)	住民課窓口
学生で収入が少なく納付が困難な時	学生納付特例の申請をする。	住民課窓口

※これらの手続きを忘れずと、将来受け取る年金額が減るなどの不利益が生じることがあります。年金権を確保するためにも、忘れずに手続きしましょう。

ご存じですか？

免除制度

法定免除

国民年金法に定められた要件にあてはまる人は、届け出ると保険料の納付が免除になります。

◆対象となる人

- ① 障害年金の受給権がある人(障害等級3級は除く)
- ② 生活保護法による生活扶助を受けている人など

申請免除(全額免除・半額免除)

所得が低いなどの経済的理由や、その他特別な理由により、保険料を納められない時には、申請して認められると保険料の納付が免除となります。

保険料が全額(13,300円)免除される「全額免除」と、半額(6,650円)納め半額免除される「半額免除」があります。半額免除は、全額免除より判定基準がゆるやかになっています。

◆対象となる場合

① 前年の所得(収入)が少なく、保険料を納めることが困難な場合。

- ② 障害者又は寡婦であって、前年の所得が125万円以下の場合。
- ③ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている場合。
- ④ 特例的な事由による場合。
- ◆ 申請のあった日の含まれる年度やその前年度において

- 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被害金額が財産の価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた時。
- 失業により、保険料を納めることが困難と認められる時。
- 事業の休止又は、廃止により厚生労働省が実施する離職者支援資金貸付制度による貸付金を受けた時。

！注意ください！

半額免除の承認を受けても、半額の保険料を納めないと保険料は未納扱いとなります。※ご不明な点がありましたら、住民課国民年金係又は宇都宮西社会保険事務所へお問い合わせください。

▼問い合わせ先 住民課

国民年金係
☎ 9127
宇都宮西社会保険事務所
☎ 028(622)4222

国民健康保険って

どうなっているの？



保険税を納める人は？

国保税は世帯に課税されます。世帯主が社会保険等に加入している場合は、国保加入者でなくても、同じ世帯に国保に加入している人がいれば、世帯主が保険税を納めなければなりません。（保険税がかかるのは加入者のみです）

資格はいつから発生するの？

会社などをやめて他の健康保険からぬけた場合、その翌日から資格と保険税を納める義務が発生します。
※届け出が遅れますと、資格の発生した月までさかのぼって、保険税を納めなければなりませんので注意しましょう。

年度途中で加入・脱退した場合は？

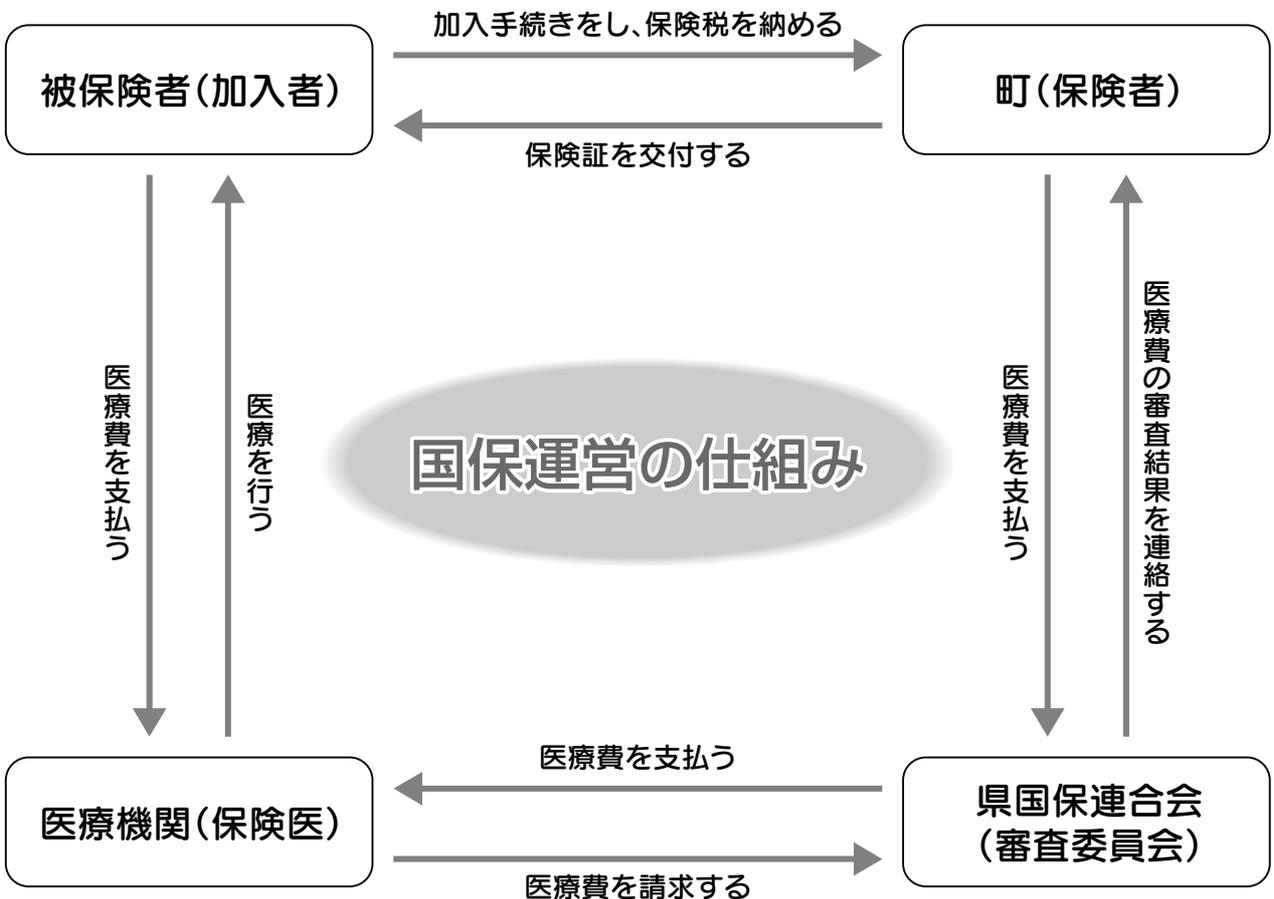
途中で加入した場合は、その月から月割りで保険税が計算されます。途中で脱退した場合は、その前月分まで月割りで計算され、納めすぎとなった場合は戻ります。

平成16年度がスタートし、各税金の新年度課税も始まりました。

その中で、国民健康保険（国保）税が、どのような制度で課税方法はどのようなになっているのかも一度確認してみてください。

国保制度は、病気やケガで医療機関にかかる時に、保険を使うことにより、お互いを助け合う制度です。会社の社会保険等に加入している人や生活保護を受けている人以外のすべての人は、法律で加入することが義務付けられています。

国保に加入している人は、医療を受ける『権利』があると同時に、保険税を納める『義務』もあります。



保険税はどのように計算されているの？

保険税は、所得等に応じて次のように計算されています。今月中旬に、今年度の納付書が届きますので確認してみてください。

医療給付分(加入者全員にかかるもの)

所得割	被保険者1人の所得 (今年度は平成15年中の所得) を家族の中で被保険者(国保加入者)全員分を合計した額	-33万円	×	8.3% = A	(限度額 53万円)
資産割	今年度の固定資産税(土地・家屋分のみ)		×	45% = B	
均等割	被保険者の家族人数		×	24,300円 = C	
平等割	1世帯につき定額			25,300円 = D	

$$A + B + C + D = \text{国民健康保険税年税額}$$

介護給付分(40～64歳の人『介護保険の第2号被保険者』のみがかかるもの)

上記医療分と介護分の合計額を保険税として納めます。

所得割	被保険者1人の所得 (今年度は平成15年中の所得) を家族の中で40～64歳の被保険者全員分を合計した額	-33万円	×	0.9% = E	(限度額 7万円)
資産割	今年度の固定資産税(土地・家屋分のみ)		×	6.1% = F	
均等割	被保険者の家族人数		×	4,900円 = G	
平等割	1世帯につき定額			2,900円 = H	

$$\begin{matrix} \text{医療分} \\ A+B+C+D \end{matrix} + \begin{matrix} \text{介護分} \\ E+F+G+H \end{matrix} = \text{国民健康保険税年税額}$$

医療費の他にも

こんな給付があります

- 出産育児一時金
国保に加入している人が、出産した時(妊娠85日以上の死産・流産を含む)に支給されます。
 - 葬祭費
国保に加入している人が死亡した時、葬儀を行った人に支給されます。
 - 移送費
移動が困難な患者が、医師の指示で入院・転院のために移送された時(国保が必要と認められた場合に限る)に支給されます。
 - 訪問看護療養費
医師の指示で在宅医療を受ける人が、訪問看護ステーションなどを利用した時も、保険証と一部負担金で診療を受けられます。
 - 高額医療費
同じ人が同じ月内に、同じ医療機関で限度額を超えて一部負担金を支払った時は、申請により超えた額が支給されます。
- ※各給付を受けるためには、申請が必要になります。

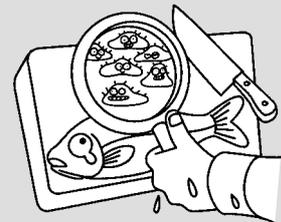
▼問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎ 9122 保険課 国保給付係 ☎ 9134

食中毒に注意しましょう！

食中毒は、主に腹痛・下痢・嘔吐といった急性胃腸炎の症状を表し、ときには生命に関わることもある油断のできない病気です。例年、気温と湿度が高くなる6月、とくに7月～8月の夏の時期に多発しています。食中毒の原因は、身の回りのあらゆるところに存在します。毎日の生活の中で予防を心がけていきましょう。

食中毒菌にはこんな特徴があります

- ・暖かく、水分や栄養分がある環境では猛スピードで増殖する。
- ・冷凍しても死なない。
- ・熱には弱いものが多い。
- ・増殖するときに毒を出すものがあり、その毒は加熱しても消えない。
- ・低温の環境では増殖するスピードが落ちる。
- ・食品を汚染しても、臭いや味に変化はない。



食中毒を予防するために…

- ・食品はよく加熱すること。(75度で1分以上)
- ・調理後の食品は、室内に長時間放置せずすぐに食べる。
- ・冷蔵庫の過信は禁物。(つめすぎない、温かいものはよく冷ましてから収納する)
- ・少しでもあやしいと思ったら、口に入れずに捨てる。
- ・食器や手、調理器具は流水でしっかり洗う。
- ・手は石けんで洗う。土のついた野菜は特によく洗う。まな板は、使用后すぐに洗剤で洗い、熱湯や漂白剤で殺菌する。

主な食中毒の原因菌と原因食品

原因菌	主な原因食品	食中毒に占める割合
サルモネラ	食肉・卵	約27%
腸炎ビブリオ	生食用海産魚介類	約28%
病原性大腸菌	多彩な食品	約9%
黄色ブドウ球菌	おにぎり、折り詰め弁当、菓子類	約6%
カンピロバクター	食肉、主に鳥肉関連食品	約7%
ウエルシュ菌	大量調理の食肉、魚介類	約1.8%
セレウス菌	米飯類、穀類	約1%

※1993～1997年の食中毒統計による。

▼問い合わせ先=健康福祉課
保健衛生係
☎ 569132

個人住民税均等割額の改正

3月の税法改正により、今年度から住民税均等割のうち、町民税分の額が変わります。

市町村の人口段階別の税率区分が廃止され、税額が3,000円に統一されるため、現行2,000円の税額が3,000円となります。

	現 行	改正後
町 民 税	2,000円	3,000円
県 民 税	1,000円	1,000円
計	3,000円	4,000円

▼問い合わせ先=税務課 住民税係 ☎ 569122

堆肥を無料配布します

町内から排出されるし尿・浄化槽汚泥は、小山広域保健衛生組合で処理されています。今年3月に、し尿・浄化槽汚泥を処理する新しい施設「小山広域クリーンセンター」が完成しました。

この施設は、今まで不要物とされていた脱水ケーキや化学処理してきた液状の有機成分を有効に利用し、堆肥を作り出すものです。1日当たり最大で191キロリットルのし尿・浄化槽汚泥を処理する能力があり、これから約3・8tの堆肥が生産されます。この生産された堆肥は、各市町に搬入量に応じて配分されます。

町では1年間に約9、100キロリットルの量を見込んでいて、約180tの堆肥が町へ配分されることとなります。この堆肥は15kg入りの袋に入っています。農家などで大量に希望する場合は、袋に入れていないバラの状態での配布も可能となります（この場合はトラックなどで小山広域に直接取りに行っていたり、こととなります）。

他の組合では、堆肥を有料配布している例が多いのですが、実際に使

ってみないと効能が確かめられない、という農家からの意見が多いことから、今年度はできるだけ多くの人に利用していただき、効能を確かめてもらう趣旨から無料配布とすることになりました。

堆肥の申込み方法は、7月号の広報でお知らせしますが、さっそく使ってみたいという人は、生活環境課までご連絡ください。配布量には制限を設けない方針です。

なお、この堆肥の成分の分析結果は表のとおりです。

成分	%
窒素全量	3.27
リン酸全量	4.73
カリ全量	0.44
銅全量	240(mg/kg)
亜鉛全量	780(mg/kg)
石灰全量	28.20
炭素窒素比	13.50

▼問い合わせ先＝生活環境課
清掃係 ☎9131

● 公園利用上のお願い ●

最近、公園の利用マナーがとても悪くなっています。

公園を利用する人が増えるこれからの季節、皆さんが気持ちよく利用できるよう、次のルールを守ってください。



落書きされた多功南原公園のトイレ

公園利用上のルール

- 犬が入園禁止となっている公園には、絶対犬を入れないでください。
最近、公園内でふんをさせ持ち帰らない飼い主がとても多く見られます。衛生上良くないので、飼い主の責任としてペットのふんは必ず持ち帰ってください。
- ごみは必ず持ち帰ってください。
- トイレ・ベンチなどへの落書きや施設を壊すことは絶対にしないでください。
- 園内でのゴルフ・ラジコンは危険なので絶対しないでください。
- 花火は火災の危険があり、騒音が周囲の迷惑になるのでしないでください。
- 公園の看板に書いてある注意事項を守り、他の利用者の迷惑になるようなことは控えてください。

▼問い合わせ先＝都市計画課 都市整備係 ☎9141